

# 令和6年度 水素活用推進事業補助金 公募要領

奈良県の交付する水素活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び水素活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

## 1. 目的

脱炭素・水素社会の実現を加速させるため、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）に対し、水素を製造、貯蔵、運搬及び利用する水素サプライチェーンの社会実装並びに水素の利用拡大に資する設備（以下「水素関連設備」という。）の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

## 2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、各省各庁から委託を受けた補助執行団体（以下「各執行団体」という。）が行う事業において交付される、次の補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けている者とする。

- (1) 公益財団法人北海道環境財団が行う「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギー・システム構築等事業）」。
- (2) 2. (1) の補助金を除く、知事が、県内の水素サプライチェーンの社会実装及び水素の利用拡大に資すると認める補助金。

## 3. 補助事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国補助金の対象となる事業であって、県内に水素関連設備を設置するものとする。

## 4. 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助率は、次のとおりとする。ただし、県の他の補助金等との併用は認めない。

補助対象経費	国補助金の補助対象経費と同一とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除くものとする。ただし、国補助金において、消費税を
--------	--

	補助対象経費に含めて算定することを認められた補助対象者に係る補助対象経費については、この限りでない。
補助金の額	補助対象経費と国補助金の額の差に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 150,000 千円を超える場合は、150,000 千円）以内の額(1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)。
補助率	(1 – 国の補助率) × 1/2

## 5. 交付条件

補助金の交付決定には、要綱で定めるもののほか、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の遂行及び収支の状況について、各執行団体の求めにより報告した場合、その報告内容の写しを脱炭素・水素社会推進課まで提出すること。
- (2) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（以下「控除額」という。）について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと。
- (3) 国補助金の交付が取り消された場合は、速やかに脱炭素・水素社会推進課へ連絡し、その指示に従うこと。

## 6. 事業期間

補助事業の期間は、交付決定の日から令和 7 年 2 月 28 日までとし、令和 7 年 2 月 28 日までに事業及び支払を完了させるものとする。なお、交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。

また、補助事業が令和 7 年 2 月 28 日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに脱炭素・水素社会推進課へ相談し、その判断に従うこと。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 申請書等

- ①目次
- ②交付申請書（第 1 号様式）
- ③事業計画書（第 2 号様式）
- ④収支予算書（第 3 号様式）
- ⑤最近 3 年間の決算書類
- ⑥法人にあっては登記簿謄本等、個人事業者にあっては住民票の写し
- ⑦法人にあっては会社概要（パンフレット等）、個人事業者にあっては営む事業の概要
- ⑧国補助金の交付申請書一式（写し）
- ⑨国補助金の交付決定書（写し）
- ⑩①～⑨の書類の電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R1 枚又は DVD-R1 枚）

※提出された申請書等は返却されない。

※やむを得ない事由により、県の交付決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、申

請書等提出時に、水素活用推進事業補助金交付決定前着手届（第4号様式）を添付し、県の承認を得ること。補助事業に係る契約又は発注を、県の承認前に実施した場合、交付決定前着手は認められない。

※補助対象経費に消費税が含まれる場合は、当該補助金に係る控除額を減額して算出すること。

控除額は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。ただし、算出時に控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(2) 申請受付期間

**令和6年7月16日～令和6年11月29日17時まで（必着）**

※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了する。

(3) 提出方法

郵送で提出すること。

※書類は信書扱いのため、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。また、封書の宛名面に申請者名及び補助事業名を朱書きで明記すること。

(4) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課脱炭素企画係宛

電話：0742-27-8031

(5) 申請書類（様式）入手方法

①ホームページからダウンロード

URL：<http://www.pref.nara.jp/66581.htm>

②窓口配布

奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課脱炭素企画係

配布時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日は除く）

**8. 選考・決定**

(1) 受付

奈良県は申請書等を受付したのち申請内容を精査し、その内容に疑義が生じた場合は速やかに申請者に連絡し、説明を求める。

(2) 採択

申請内容が妥当であることが確認できたものを採択とする。同日に提出され、かつ、予算額に

達した場合、その申請書等については選考を実施するが、選考の経過等についての問合せに応じることはできない。結果（採択/不採択）については、その結果に関わらず、申請者に通知する。

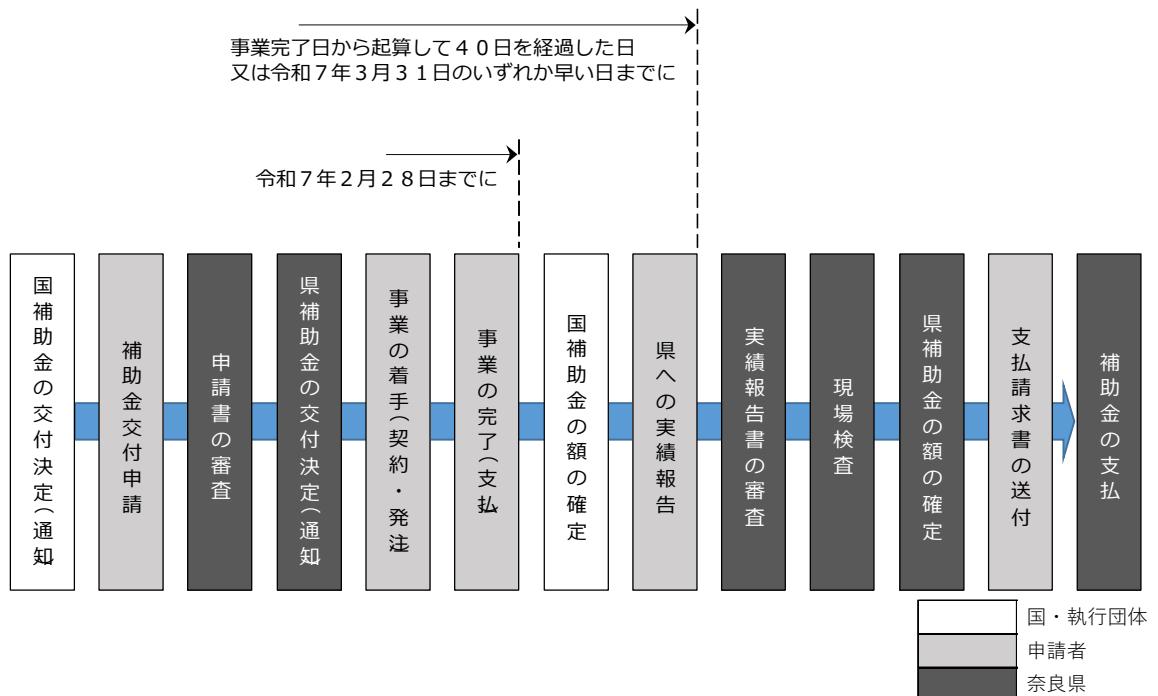
### (3) 結果の公表

本補助金の採択結果およびその事業内容の概要について、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課のホームページで公表する場合がある。

ただし、公表する場合は、事前に事業者に連絡し、公表内容等について十分に協議したうえで公表することとし、特別配慮すべき理由がない場合は、補助事業者は公表に協力しなければならない。

### (4) 補助金事務手続き等について

以下のフローチャートのとおりとする。



## 9. 補助金の交付等

### (1) 実績報告の提出

補助事業者は、事業完了の日（領収書等で確認される補助対象経費の支払日）から起算して40日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに次の提出書類を脱炭素・水素社会推進課まで提出しなければならない。

<提出書類>

- ①目次
- ②実績報告書（第6号様式）
- ③事業実績書（第7号様式）

- ④収支精算書（第8号様式）
- ⑤設置状況写真（施工前、施工中及び設置完了後の写真並びに設備に表示の型式等の写真）
- ⑥設備等の納入が確認できる書類（保証書、納品書等の写し）
- ⑦契約関係を示す書類（契約書、発注書等の写し）
- ⑧経費の支払いを確認することができる書類（領収書等の写し）
- ⑨高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証（該当する場合、写し）
- ⑩国補助金の実績報告に係る書類一式（写し）
- ⑪国補助金の額確定通知（写し）
- ⑫①～⑪の書類の電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R1枚又はDVD-R1枚）

※1 国補助金の額確定通知（写し）については、各執行団体から額確定通知があつてから提出すること。

※2 事業が翌年度にわたるときは、**令和6年12月10日**までに水素活用推進事業補助金遅延報告書（第9号様式）を、知事に提出すること。

※3 補助事業完了後、当該補助金に係る控除額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）を知事に提出するものとする。ただし、実績報告時にその額が明らかでないものについては、消費税の確定申告後に報告すること。

## （2）書類審査・現地検査

9. (1)により提出された実績報告に基づき、書類審査および現地検査を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。

## （3）補助金の額の確定

9. (2)により申請内容の履行が確認された後、補助金の額の確定を行い、その旨の確定通知をもって補助事業者に知らせるものとする。

## （4）複数年度事業について

国補助金において複数年度の事業計画が認められた事業（以下「複数年度事業」という。）は、県が行う補助事業においても、複数年度で事業を実施することができる。

複数年度事業に係る手続きについては、各執行団体が公募要領で定める複数年度事業の手続きに準拠するものとする。

ただし、県の補助金は県の予算成立を前提としているため、複数年度の事業計画が認められた場合でも、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、複数年度事業を継続しない場合、過年度に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。複数年度事業の当該年度計画が遅延し、当初計画が翌年度にわたるときは、9.(1)※2と同様の手続きが必要となる。

## （5）財産の処分の制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承

認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

#### (6) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- ①奈良県補助金交付規則（平成 8 年奈良県規則第 8 号）の規定に違反したとき。
- ②補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- ③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。